議案第70号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年愛西市条例第38号)及び愛西市消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛西市条例第145号)の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年12月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、所要の措置を講ずる必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部改正)

第1条 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年愛西市条例第38号)の一部を次のように改正する。 附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115	0.	7 3	
	号)による障害厚生年金又は被用者年金制			
	度の一元化等を図るための厚生年金保険			
	法等の一部を改正する法律(平成24年法			
	律第63号。以下「平成24年一元化法」			
	という。) 附則第41条第1項の規定によ			
	る障害共済年金若しくは平成24年一元			
	化法附則第65条第1項の規定による障			
	害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」			
	という。)及び国民年金法(昭和34年法			
	律第141号) による障害基礎年金 (同法			
	第30条の4の規定による障害基礎年金			
	を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)			
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった	0.	8 6	
	障害について障害基礎年金が支給される			
	場合を除く。)			
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障	0.	8 8	
	害について障害厚生年金等又は平成24			

	年一元化法附則第37条第1項に規定す		
	る給付のうち障害共済年金(以下「平成		
	24年一元化法改正前国共済法による		
	で で で で で で で で で で		
	24年一元化法附則第61条第1項に規		
	定する給付のうち障害共済年金(以下「平		
	成24年一元化法改正前地共済法による		
	障害共済年金」という。)が支給される場		
	合を除く。) 		
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和	0.	7 5
	60年法律第34号。以下「国民年金等改		
	正法」という。) 附則第87条第1項に規		
	定する年金たる保険給付のうち障害年金		
	(以下「旧船員保険法による障害年金」と		
	いう。)		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に	0.	7 5
	規定する年金たる保険給付のうち障害年		
	金(以下「旧厚生年金保険法による障害年		
	金」という。)		
	国民年金等改正法附則第32条第1項に	0.	8 9
	規定する年金たる給付のうち障害年金(以		
	 下「旧国民年金法による障害年金」とい		
	う。)		
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった	0.	8 3
	 障害について障害基礎年金が支給される		
	場合を除く。)		
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障	0.	8 8
	害について障害厚生年金等又は平成24	- •	

	 年一元化法改正前国共済法による障害共		
	済年金若しくは平成24年一元化法改正		
	前地共済法による障害共済年金が支給さ		
	れる場合を除く。)		
		0.	7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 4
	旧国民年金法による障害年金	0.	8 9
 遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は		8 0
	平成24年一元化法附則第41条第1項		
	の規定による遺族共済年金若しくは平成		
	24年一元化法附則第65条第1項の規		
	定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚		
	生年金等」という。)及び国民年金法によ		
	 る遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第		
	28条第1項の規定による遺族基礎年金		
	 を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)		
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった	0.	8 4
	 死亡について遺族基礎年金が支給される		
	場合を除く。)		
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死	0.	8 8
	亡について遺族厚生年金等又は平成24		
	年一元化法附則第37条第1項に規定す		
	る給付のうち遺族共済年金若しくは平成		
	24年一元化法附則第61条第1項に規		
	定する給付のうち遺族共済年金が支給さ		
	れる場合を除く。) 又は国民年金法による		
	寡婦年金		
	国民年金等改正法附則第87条第1項に	0.	8 0
	規定する年金たる保険給付のうち遺族年		

金		
国民年金等改正法附則第78条第1項に	0.	8 0
規定する年金たる保険給付のうち遺族年		
金		
国民年金等改正法附則第32条第1項に	0.	9 0
規定する年金たる給付のうち母子年金、準		
母子年金、遺児年金又は寡婦年金		

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障	0.	8 6
害基礎年金が支給される場合を除く。)		
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害	0.	8 8
厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法によ		
る障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共		
済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)		
旧船員保険法による障害年金	0.	7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 5
旧国民年金法による障害年金	0.	8 9

(愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 愛西市消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛西市条例第145 号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第	0.73
(第18条の2	115号)による障害厚生年金又は被	
に規定する公務	用者年金制度の一元化等を図るため	
上の災害に係る	の厚生年金保険法等の一部を改正す	
ものを除く。)	る法律(平成24年法律第63号。以	

1	1	1
	下この表及び次項の表において「平	
	成24年一元化法」という。) 附則	
	第41条第1項の規定による障害共済	
	年金若しくは平成24年一元化法附	
	則第65条第1項の規定による障害共	
	済年金(以下「障害厚生年金等」とい	
	う。)及び国民年金法(昭和34年法	
	律第141号)による障害基礎年金	
	(同法第30条の4の規定による障	
	 害基礎年金を除く。以下この表、次項	
	の表及び第5項の表において「障害基	
	礎年金」という。)	
2 傷病補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1
(第18条の2		級又は第2級
に規定する公務		の傷病等級に
上の災害に係る		該当する障害
ものに限る。)		に係る傷病補
		償年金にあっ
		ては、0.81)
3 障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
(第18条の2		
に規定する公務		
上の災害に係る		
ものを除く。)		
4 障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1
(第18条の2		級又は第2級
に規定する公務		の障害等級に
上の災害に係る		該当する障害
ものに限る。)		に係る障害補

		Die e . A
		償年金にあっ
		ては、0.81)
5 遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金	0.80
(第18条の2	又は平成24年一元化法附則第41	
に規定する公務	条第1項の規定による遺族共済年金	
上の災害に係る	若しくは平成24年一元化法附則第	
ものを除く。)	65条第1項の規定による遺族共済	
	年金(以下この表及び次項の表におい	
	て「遺族厚生年金等」という。)及び	
	国民年金法による遺族基礎年金(国民	
	年金法等の一部を改正する法律(昭和	
	60年法律第34号。以下「国民年金	
	等改正法」という。)附則第28条第	
	1項の規定による遺族基礎年金を除	
	く。以下この表及び次項の表において	
	「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償年金	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
(第18条の2		
に規定する公務		
上の災害に係る		
ものに限る。)		

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」 に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項 の表を次のように改める。

1 傷病補償年金	1 障害厚生年金等	0.86
(第18条の2	2 障害基礎年金(当該損害補償の事	0.88
に規定する公務	由となった障害について平成24	
上の災害に係る	年一元化法附則第37条第1項に規	
ものを除く。)	定する給付のうち障害共済年金、平	

	成24年一元化法附則第61条第 1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害 共済年金又は厚生年金保険制度及 び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の 法律(平成23年法律第101号) 附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表におい	
	て「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第 5項の表において「平成24年一元	
	化法改正前国共済法等による障害 共済年金」という。)が支給される	
	場合を除く。)	
2 傷病補償年金	1 障害厚生年金等	0.91(第1
(第18条の2		級又は第2級
に規定する公務		の傷病等級に
上の災害に係る		該当する障害
ものに限る。)		に係る傷病補
		償年金にあっ
		ては、0.90)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事	0.92(第
	由となった障害について平成24	1級の傷病等
	年一元化法改正前国共済法等によ	級に該当する
	る障害共済年金が支給される場合	障害に係る傷
	を除く。)	病補償年金に

		あっては、
		0.91)
3 障害補償年金	1 障害厚生年金等	0.86
(第18条の2	2 障害基礎年金(当該損害補償の事	0.88
に規定する公務	由となった障害について平成24	
上の災害に係る	年一元化法改正前国共済法等によ	
ものを除く。)	る障害共済年金が支給される場合	
	を除く。)	
4 傷病補償年金	1 障害厚生年金等	0.89(第1
(第18条の2		級又は第2級
に規定する公務		の障害等級に
上の災害に係る		該当する障害
ものに限る。)		に係る障害補
		償年金にあっ
		ては、0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事	0.92(第1
	由となった障害について平成24年	級の障害等級に
	一元化法改正前国共済法等による障	該当する障害に
	害共済年金が支給される場合を除	係る障害補償年
	< 。)	金にあっては、
		0. 91)
5 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等	0.84
(第18条の2	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事	0.88
に規定する公務	由となった死亡について平成24	
上の災害に係る	年一元化法附則第37条第1項に規	
ものを除く。)	定する給付のうち遺族共済年金、平	
	成24年一元化法附則第61条第	
	1項に規定する給付のうち遺族共	
	済年金、平成24年一元化法附則	

I		
	第79条に規定する給付のうち遺	
	族共済年金又は旧農林共済法によ	
	る遺族共済年金(以下この表におい	
	て「平成24年一元化法改正前国共	
	済法等による遺族共済年金」とい	
	う。) が支給される場合を除く。)	
	又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等	0.89
(第18条の2	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事	0. 92
に規定する公務	由となった死亡について平成24	
上の災害に係る	年一元化法改正前国共済法等によ	
ものに限る。)	る遺族共済年金が支給される場合	
	を除く。)又は国民年金法による寡	
	婦年金	

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条	0.75
(第18条の2	第1項に規定する年金たる保険給	
に規定する公務	付のうち障害年金(以下この表及び	
上の災害に係る	第6項の表において「旧船員保険法	
ものを除く。)	による障害年金」という。)	
	2 国民年金等改正法附則第78条	0.75
	第1項に規定する年金たる保険給	
	付のうち障害年金(以下この表及び	
	第6項の表において「旧厚生年金保	
	険法による障害年金」という。)	
	3 国民年金等改正法附則第32条	0.89

I				l
	第1項に	規定する年金たる給付の		
	うち障害な	平金(以下この表及び第 6		
	項の表に	おいて「旧国民年金法によ		
	る障害年金	金」という。)		
2 傷病補償年金	1 旧船員位	呆険法による障害年金	0.83	第1
(第18条の2			級の傷病等	級に
に規定する公務			該当する障	害に
上の災害に係る			係る傷病補	償年
ものに限る。)			金にあって	は、
			0.82)	
	2 旧厚生4	手金保険法による障害年金	0.83	第1
			級の傷病等	級に
			該当する障	害に
			係る傷病補	償年
			金にあって	は、
			0.82)	
	3 旧国民4	手金法による障害年金	0.93(第1
			級又は第	2級
			の傷病等	級に
			該当する	障害
			に係る傷	病補
			償年金に	あっ
			ては、0.9	92)
3 障害補償年金	1 旧船員(呆険法による障害年金	0.74	
(第18条の2				
に規定する公務	2 旧厚生纪	F金保険法による障害年金	0.74	
上の災害に係る		ナ Λ シム) - 1. マ ロ☆ ト→ ト- Λ	0 0 0	
ものを除く。)	3 旧国民年	手金法による障害年金	0.89	
4 障害補償年金	1 旧船員位	呆険法による障害年金	0.83	第1

1	ı		j i
(第18条の2			級の障害等級に
に規定する公務			該当する障害に
上の災害に係る			係る障害補償年
ものに限る。)			金にあっては
			0.81、第2
			級の障害等級に
			該当する障害に
			係る障害補償年
			金にあっては
			0.82)
	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1
			級の障害等級に
			該当する障害に
			係る障害補償年
			金にあっては
			0.81、第2
			級の障害等級に
			該当する障害に
			係る障害補償年
			金にあっては
			0.82)
	3	旧国民年金法による障害年金	0.93(第1
			級又は第2級の
			障害等級に該当
			する障害に係る
			障害補償年金に
			あっては、
			0. 92)
5 遺族補償年金	1	国民年金等改正法附則第87条	0.80

(第18条の2	第1項に規定する年金たる保険給	
に規定する公務	付のうち遺族年金	
上の災害に係る	2 国民年金等改正法附則第78条	0.80
ものを除く。)	第1項に規定する年金たる保険給	
	付のうち遺族年金	
	3 国民年金等改正法附則第32条	0.90
	第1項に規定する年金たる給付の	
	うち母子年金、準母子年金、遺児年	
	金又は寡婦年金	
6 遺族補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条第	0.87
(第18条の2	1項に規定する年金たる保険給付	
に 規定する公	のうち遺族年金	
務上の災害に係	2 国民年金等改正法附則第78条	0.87
るものに限る。)	第1項に規定する年金たる保険給	
	付のうち遺族年金	
	3 国民年金等改正法附則第32条	0.93
	第1項に規定する年金たる給付の	
	うち母子年金、準母子年金、遺児年	
	金又は寡婦年金	

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金		7 3
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害につい	0.	8 6
て障害基礎年金が支給される場合を除く。)		
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について		8 8
障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法		
等による障害共済年金が支給される場合を除く。)		

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の愛西市議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定及び第2条の規定による 改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この 条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生 じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じ た適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支 給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前 に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の

一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過 措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定に より読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によ りなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に 規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第 36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を 給付事由とするものをいう。) 又は平成24年一元化法附則第36条第 5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年 一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算 額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又 は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組 合法(昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。) による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年 金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期 給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第 7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60 条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済 法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成 24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職 域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一 元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域 加算遺族給付(平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正 前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。) に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一 元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第 115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元 化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、第1条の規定による改正前の愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定及び第2条の規定による改正前の愛西市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、第1条の規定による改正後の愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定による改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。